2　一方の締約国の居住者は、1に規定する規定に基づいて特典が与えられる時において、次のいずれかに該当する場合には、適格者とする。

(a)　個人

(b)　当該一方の締約国若しくは当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体又はこれらの機関

(c)　法人その他の団体（その主たる種類の株式が一又は二以上の公認の有価証券市場において通常取引されるものに限る。）

(d)　年金基金（特典の申請が行われる課税年度の開始の時においてその受益者、構成員又は参加者の五十パーセント以上がいずれかの締約国の居住者である個人であるものに限る。）

(e)　個人以外の者（当該一方の締約国の居住者である者であって、(a)から(d)までの規定に基づき1に規定する特典を受ける権利を有するものが、当該特典が与えられる時を含むいずれかの十二箇月の期間の総日数の半数以上の日において、当該個人以外の者の株式の五十パーセント以上を直接又は間接に所有する場合に限る。）

3　一方の締約国の居住者であって2に規定する適格者に該当しないものは、次の(a)又は(b)の規定に該当する場合には、第十条3、第十一条1又は第十二条1にそれぞれ定める所得に関して、これらの規定に基づいて与えられる特典を受ける権利を有する。

(a)　年金基金については、特典の申請が行われる課税年度の開始の時においてその受益者、構成員又は参加者の七十五パーセント以上が同等受益者である個人であること。

(b)　その他の全ての場合については、特典が与えられる時を含むいずれかの十二箇月の期間の総日数の半数以上の日において、同等受益者である者が当該居住者の株式の七十五パーセント以上を直接又は間接に所有すること。

4　一方の締約国の居住者は、適格者に該当するか否かにかかわらず、他方の締約国内において取得する第十条3、第十一条1又は第十二条1にそれぞれ定める所得に関し、当該居住者が当該一方の締約国内において事業活動に従事し、かつ、当該所得が当該事業活動から生じ、又は当該事業活動に付随するものである場合には、これらの規定に基づく特典を受ける権利を有する。この4の規定の適用上、「事業活動」には、次の活動又は次の活動を組み合わせた活動を含まない。

(i)　持株会社としての経営

(ii)　企業集団の全体の監督及び運営

(iii)　企業集団の資金供給（資金プーリングを含む。）

(iv)　投資又は投資管理（銀行、保険会社又は登録された証券会社が投資又は投資管理をその事業の通常の方法で行う場合を除く。）

(b)　一方の締約国の居住者が、他方の締約国内において当該居住者が行う事業活動から所得を取得する場合又は関連する者から他方の締約国内において生ずる所得を取得する場合には、当該居住者が当該一方の締約国内において行う当該所得に関連する事業活動が、当該居住者又は当該関連する者が当該他方の締約国内において行う同一の事業活動又は補完的な事業活動との関係において実質的なものであるときに限り、当該所得につき(a)に規定する要件を満たすものとする。この(b)の規定の適用上、事業活動が実質的なものであるか否かは、全ての事実及び状況に基づいて判断される。

(c)　この4の規定の適用上、一方の締約国の居住者に関して関連する者が行う事業活動は、当該居住者が行うものとみなす。

5　一方の締約国の居住者が、2に規定する適格者に該当せず、かつ、3又は4の規定に基づき特典を受ける権利を有する場合に該当しないときにおいても、他方の締約国の権限のある当局は、当該居住者が、当該権限のある当局に対して、当該居住者の設立、取得若しくは維持又はその業務の遂行が第十条3、第十一条1又は第十二条1にそれぞれ定める所得に関して、これらの規定に基づく特典を受けることをその主たる目的の一つとしたものでないことについて十分に立証するときに限り、この条約の目的を考慮した上で、当該特典を与えることができる。一方の締約国の居住者から5の規定に基づく要請を受けた他方の締約国の権限のある当局は、当該要請を認め、又は拒否する前に、当該一方の締約国の権限のある当局と協議する。

6　1から5までの規定の適用上、

(a)　「主たる種類の株式」とは、合計して法人の議決権及び価値の過半数を占める一若しくは二以上の種類の株式又は合計して団体の議決権及び価値の過半数を占める一若しくは二以上の種類の受益に関する持分をいう。

(b)　「公認の有価証券市場」とは、次の有価証券市場をいう。

(i)　いずれかの締約国の法令に基づいて設立され、かつ、規制される有価証券市場

(ii)　両締約国の権限のある当局が合意するその他の有価証券市場

(c)　「同等受益者」とは、一方の締約国の法令、この条約又は他の国際的な枠組みに基づいて所得について当該一方の締約国によって与えられる特典であって、第十条3、第十一条1又は第十二条1の規定に基づいて当該所得について与えられる特典と同等のものを受ける権利を有するであろう者をいう。

(d)　法人でない団体について、「株式」とは、株式と同等の持分をいう。

(e)　一方の者と他方の者とは、当該一方の者が当該他方の者の受益に関する持分の五十パーセント以上（法人の場合には、当該法人の株式の議決権及び価値の五十パーセント以上）を直接若しくは間接に所有する場合又は他の者がそれぞれの者の受益に関する持分の五十パーセント以上（法人の場合には、当該法人の株式の議決権及び価値の五十パーセント以上）を直接若しくは間接に所有する場合には、「関連する者」であるものとする。いかなる場合にも、一方の者と他方の者とは、全ての関連する事実及び状況に基づいて、当該一方の者が当該他方の者を支配している場合又は両者が一若しくは二以上の同一の者によって支配されている場合には、関連する者であるものとする。

7　(a)　(i)　一方の締約国の企業が他方の締約国内において所得を取得し、かつ、当該一方の締約国において当該所得が両締約国以外の国又は地域の内に存在する当該企業の恒久的施設に帰せられるものとして取り扱われ、かつ、

(ii)　当該一方の締約国において当該恒久的施設に帰せられる利得について租税が免除される場合において、

両締約国以外の国又は地域において当該所得に対して課される租税の額が、当該恒久的施設が当該一方の締約国内に存在したならば当該一方の締約国において当該所得に対して課されたであろう租税の額の六十パーセントに満たないときは、当該所得について、この条約に基づく特典は、与えられない。この場合には、この7の規定が適用される所得に対しては、この条約の他の規定にかかわらず、当該他方の締約国の法令に従って租税を課することができる。

(b)　(a)の規定は、(a)に規定する他方の締約国内において取得される所得が恒久的施設を通じて行われる事業の活動に関連し、又は付随して取得される場合には、適用しない。ただし、当該事業には、企業が自己の勘定のために投資を行い、管理し、又は単に保有するもの（銀行が行う銀行業、保険会社が行う保険業又は登録された証券会社が行う証券業を除く。）を含まない。

(c)　一方の締約国の居住者が取得する所得について(a)の規定に基づいてこの条約に基づく特典が与えられない場合においても、他方の締約国の権限のある当局は、当該居住者からの要請に応じて、当該居住者が(a)及び(b)に規定する要件を満たさなかった理由を考慮した上で、当該特典を与えることが正当であると判断するときは、当該所得について当該特典を与えることができる。一方の締約国の居住者から第一文に規定する要請を受けた他方の締約国の権限のある当局は、当該要請を認め、又は拒否する前に、当該一方の締約国の権限のある当局と協議する。

8　この条約の他の規定にかかわらず、全ての関連する事実及び状況を考慮して、この条約に基づく特典を受けることが当該特典を直接又は間接に得ることとなる仕組み又は取引の主たる目的の一つであったと判断することが妥当である場合には、そのような場合においても当該特典を与えることがこの条約の関連する規定の目的に適合することが立証されるときを除くほか、その所得については、当該特典は、与えられない。

第二十二条　二重課税の除去

1　日本国以外の国において納付される租税を日本国の租税から控除することに関する日本国の法令の規定に従い、日本国の居住者がこの条約の規定に従ってロシアにおいて租税を課することができる所得をロシア内において取得する場合には、当該所得について納付されるロシアの租税の額は、当該居住者に対して課される日本国の租税の額から控除する。ただし、控除の額は、日本国の租税の額のうち当該所得に対応する額を超えないものとする。